



議第1453号 横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更

生産緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区の目的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

【都市計画運用指針(令和7年(2025年)3月)】

横浜市水と緑の基本計画 (平成28年(2016年)6月改定)



魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定など市街地に残る農地などの保全・活用します。

(第4章2(5) <市街地の市民に身近な農地における取組方針>)

横浜都市農業推進プラン2024-2028

(令和6年(2024年)3月策定)



《生産緑地地区内の農地の保全》
市街化区域内の農地における緑地機能を積極的に評価し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区の指定拡大を進め、市街化区域に残された貴重な農地を保全します。

(4章 計画の柱1施策4事業⑥)

■生産緑地法による指定条件

⑤

【生産緑地法第3条】

市街化区域内にある農地等のうち

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500m²以上の規模
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの

都市計画に定めることができる

■横浜市における指定要領等

⑥

【横浜市生産緑地地区指定要領等】

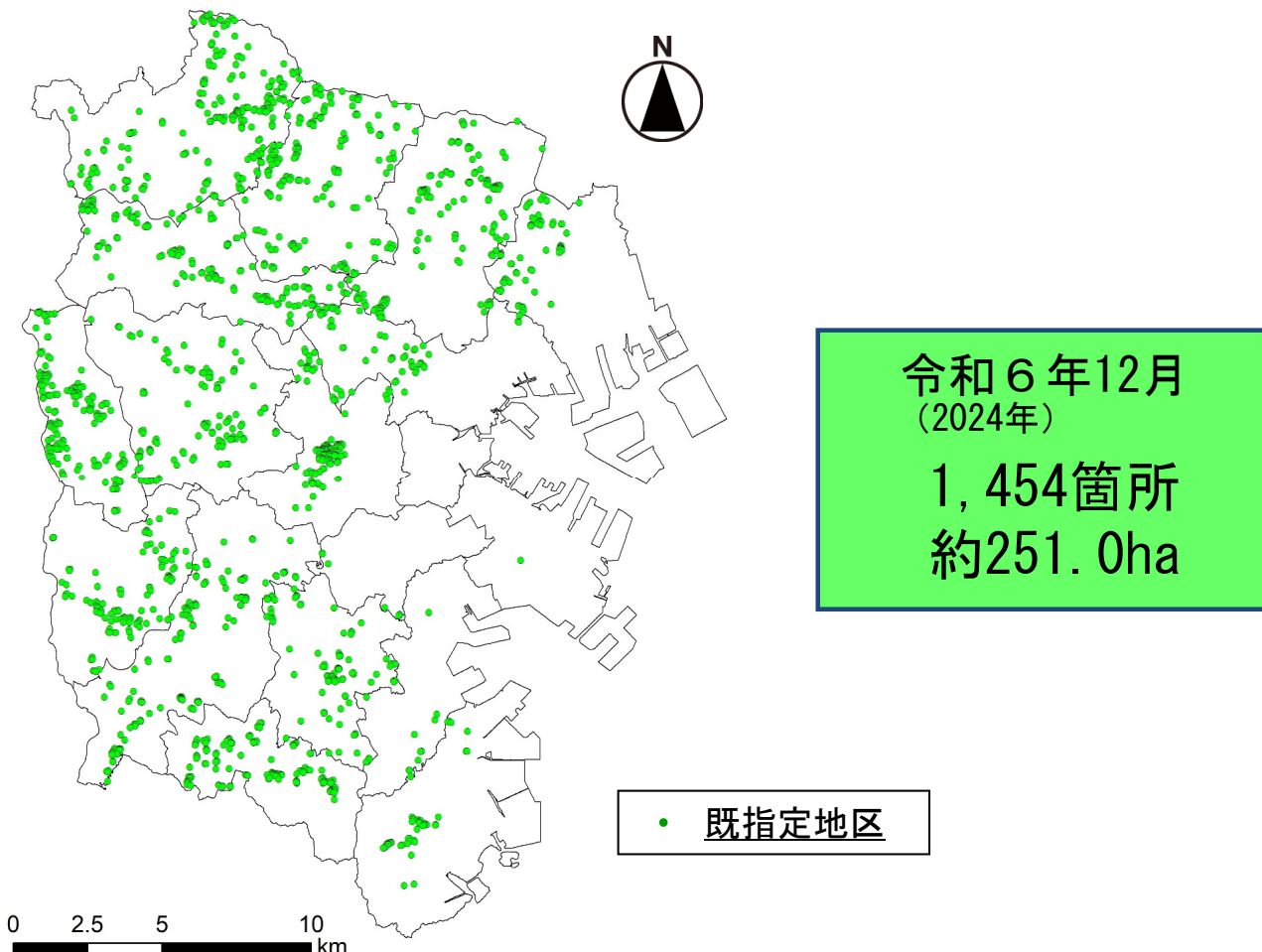
1 指定要件

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- (2) 300m²以上の規模
※横浜市は条例により、300m²まで引下げ
(平成29年(2017年)12月25日)
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

生産緑地地区に指定できる

■生産緑地地区の指定状況（位置図）

⑦

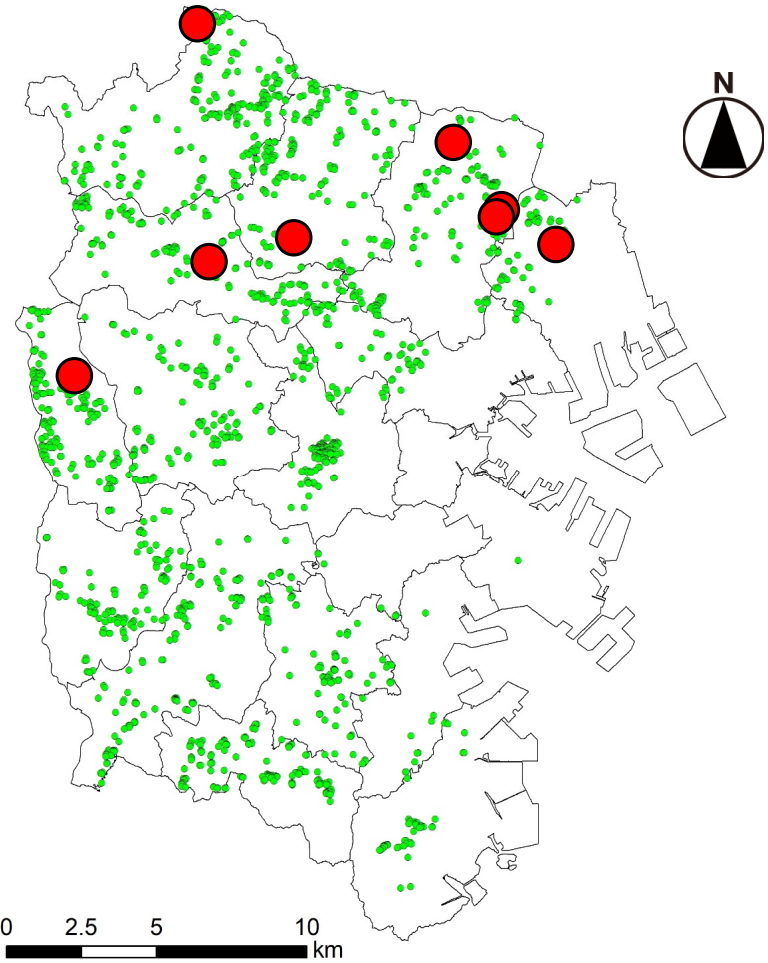


■生産緑地地区の変更内容

⑧

今回の生産緑地地区
の変更内容

「追加・拡大」



8箇所
約0.42ha

- 既指定地区
- 追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	3	0.20
②	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	5	0.22
合計		8	0.42

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	3	0.20
②	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	5	0.22
合計		8	0.42

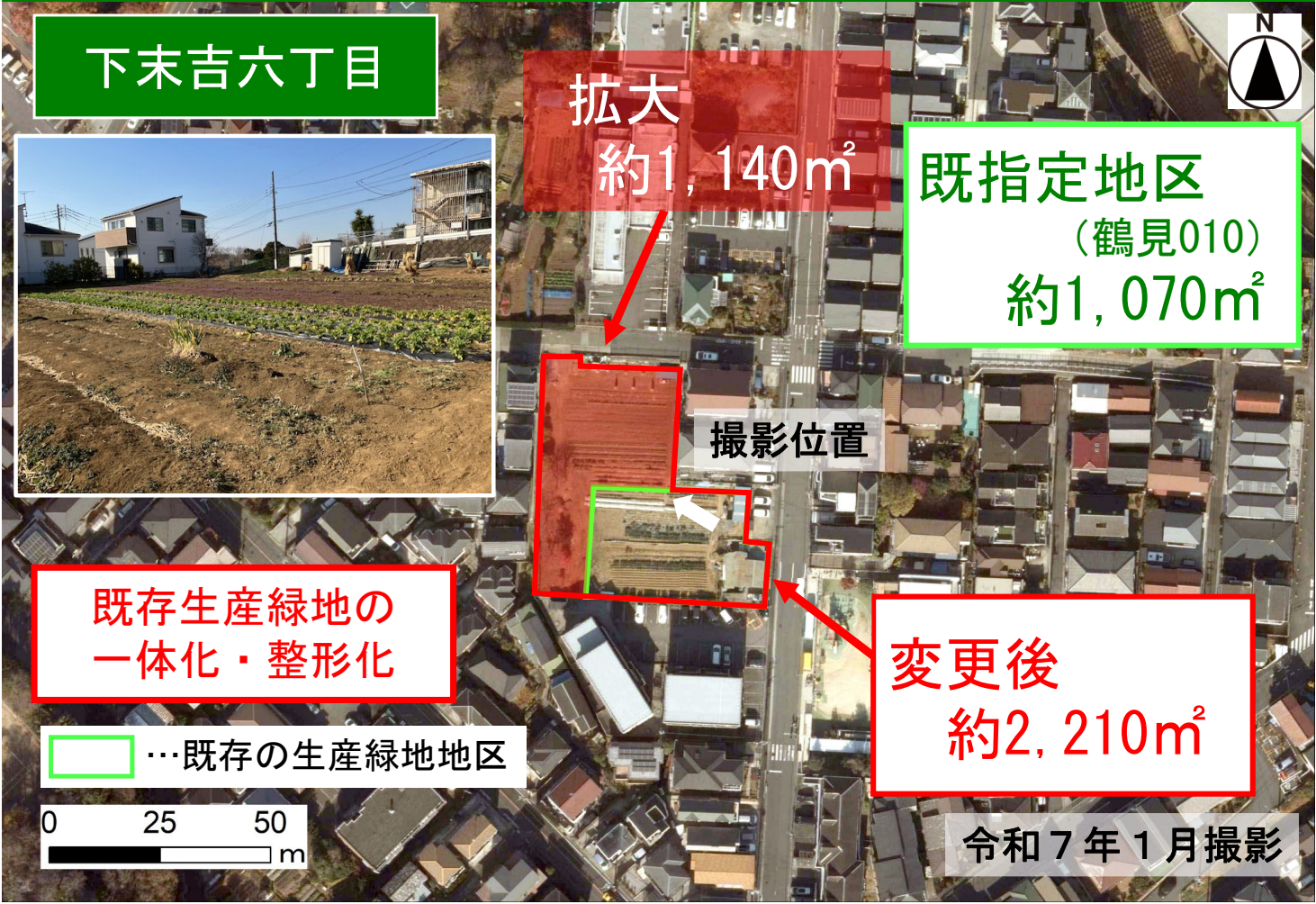
■生産緑地地区の追加（都筑区） ⑬



■生産緑地地区の追加・拡大 ⑭

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	3	0.20
②	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	5	0.22
合計		8	0.42

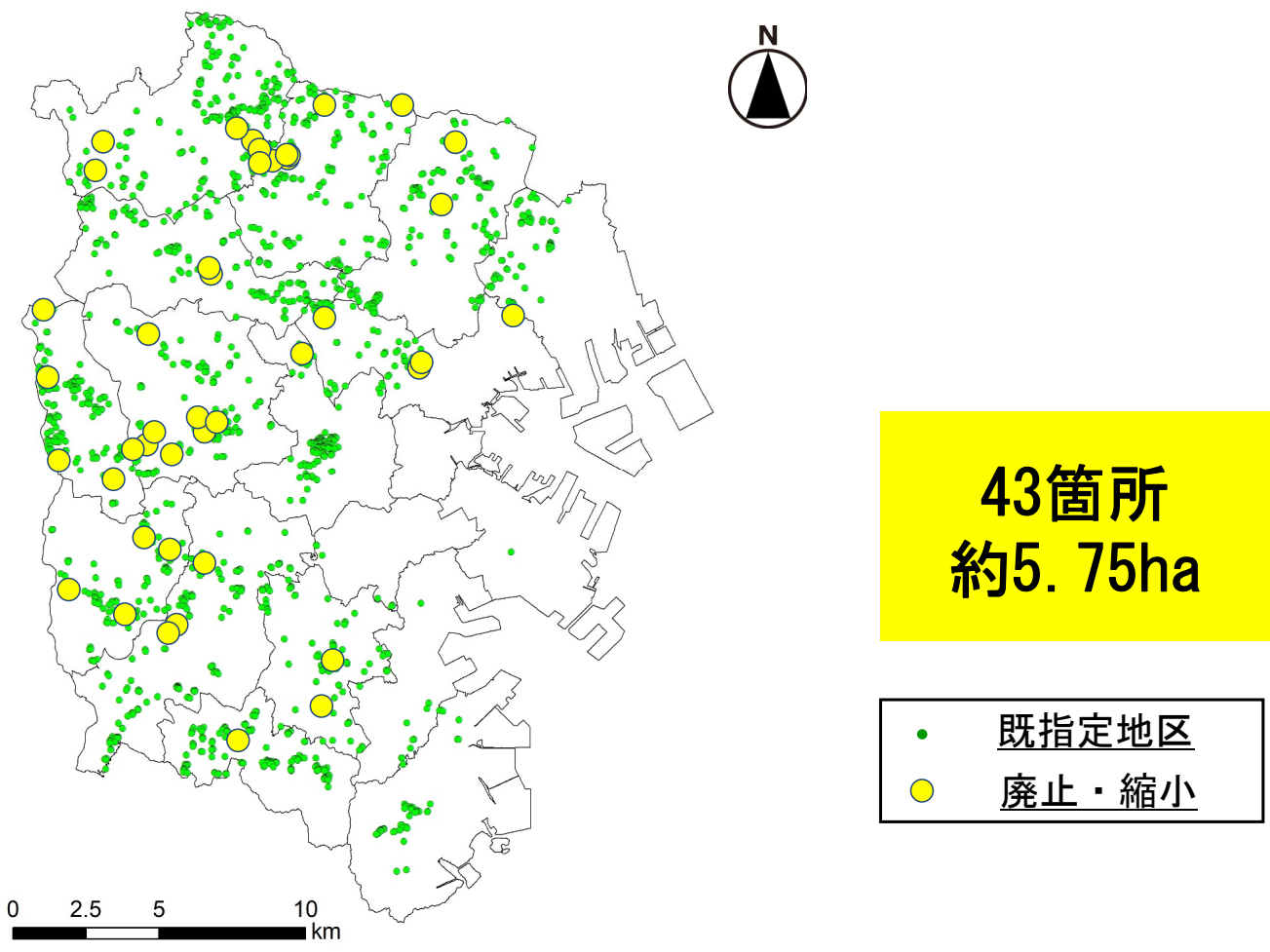
■生産緑地地区の拡大（鶴見区） ⑮



■生産緑地地区の変更内容 ⑯

「廃止・縮小」

生産緑地地区の廃止・縮小（位置図） 17



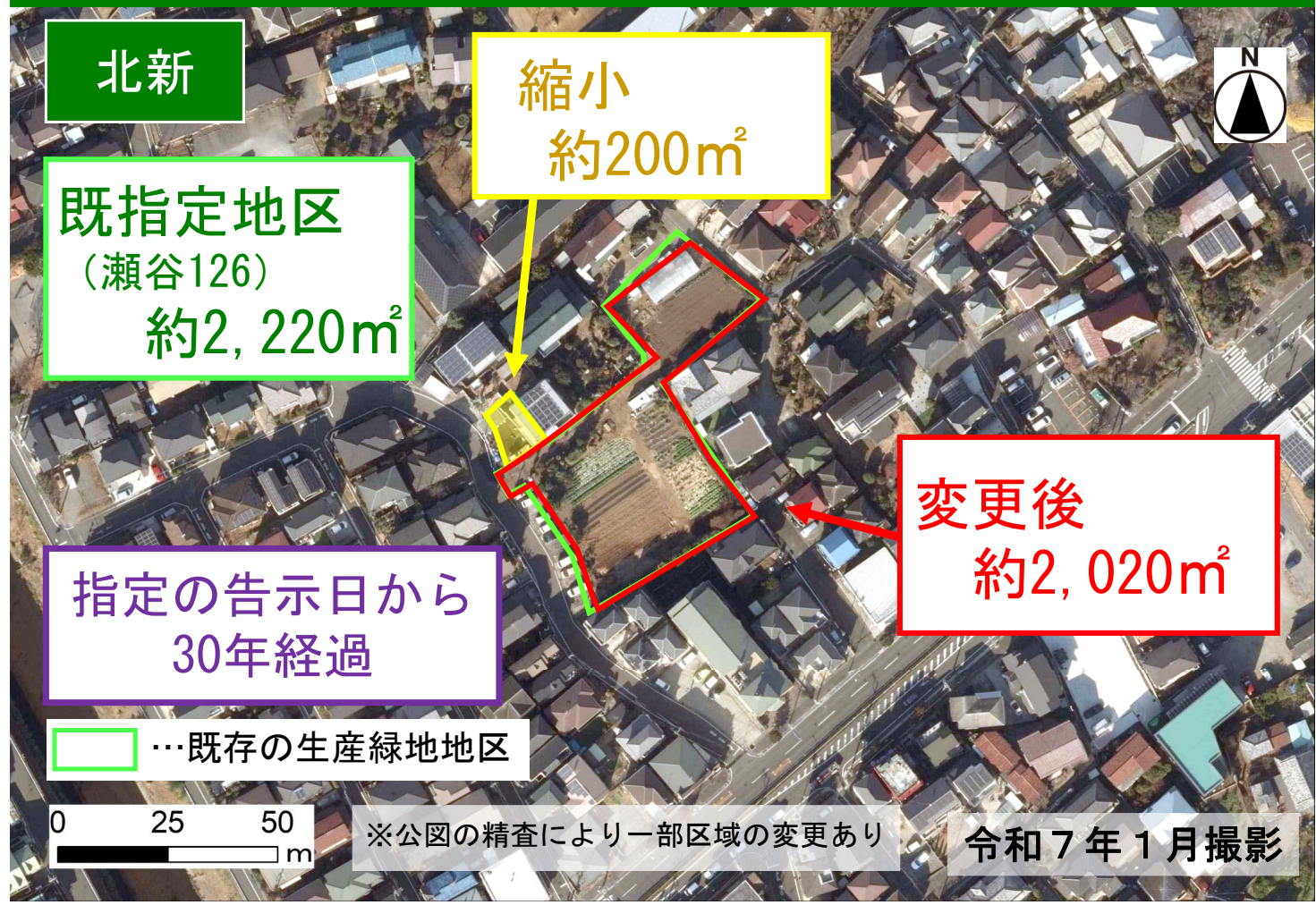
生産緑地地区の廃止・縮小 18

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	14	△1.69
②	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	26	△4.04
③	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	3	△0.02
合 計		43	△5.75

生産緑地地区の廃止・縮小 19

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	14	△1.69
②	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	26	△4.04
③	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	3	△0.02
合 計		43	△5.75

生産緑地地区の縮小（瀬谷区） 20



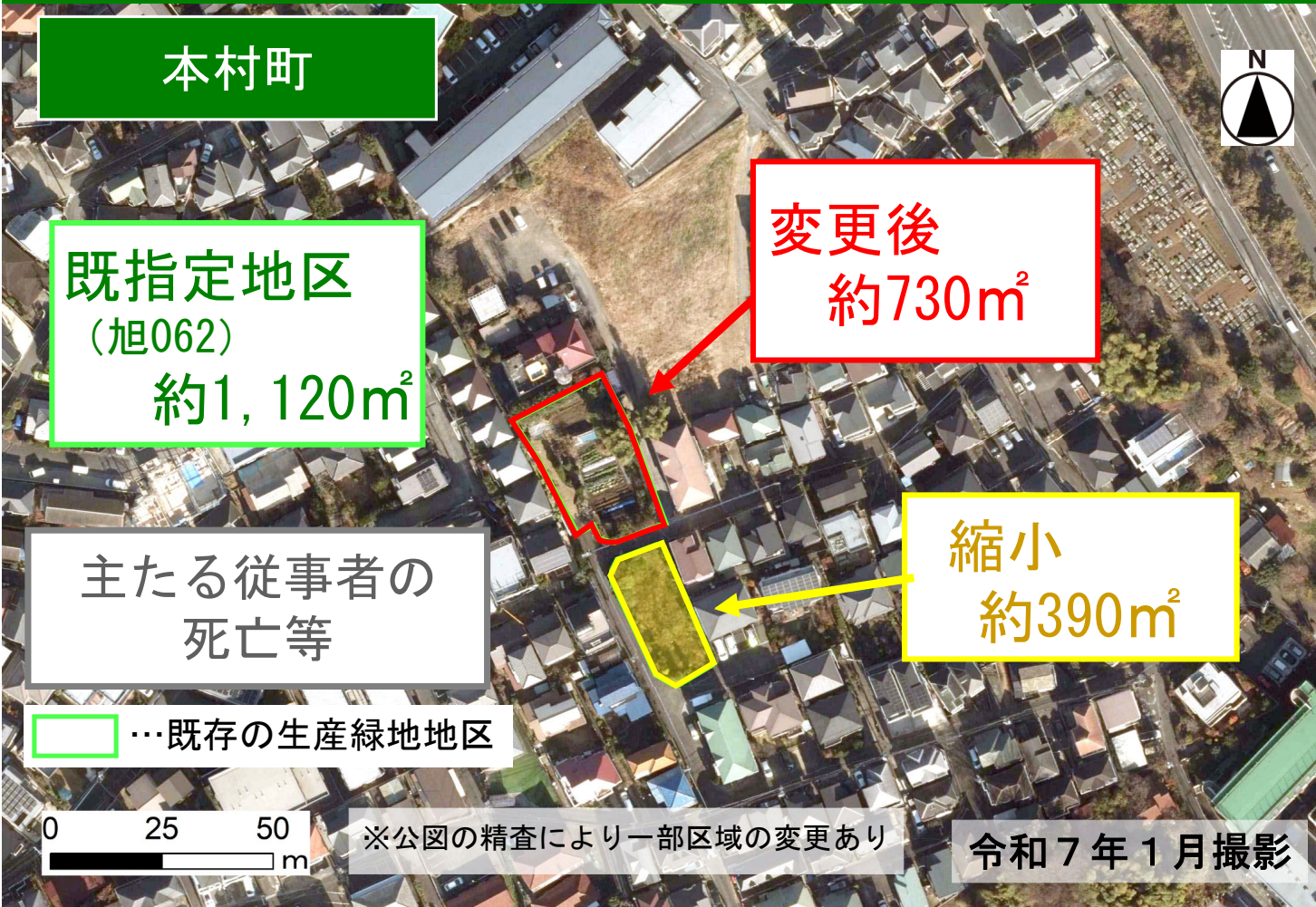
■生産緑地地区の廃止・縮小

21

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	生産緑地地区に 指定されてから30年を経過 する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	14	△1.69
②	農林漁業の 主たる従事者の死亡等 により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	26	△4.04
③	区域の一部、又は全部が 公共施設の用に供された と認められるもの	3	△0.02
合 計		43	△5.75

■生産緑地地区の縮小（旭区）

22



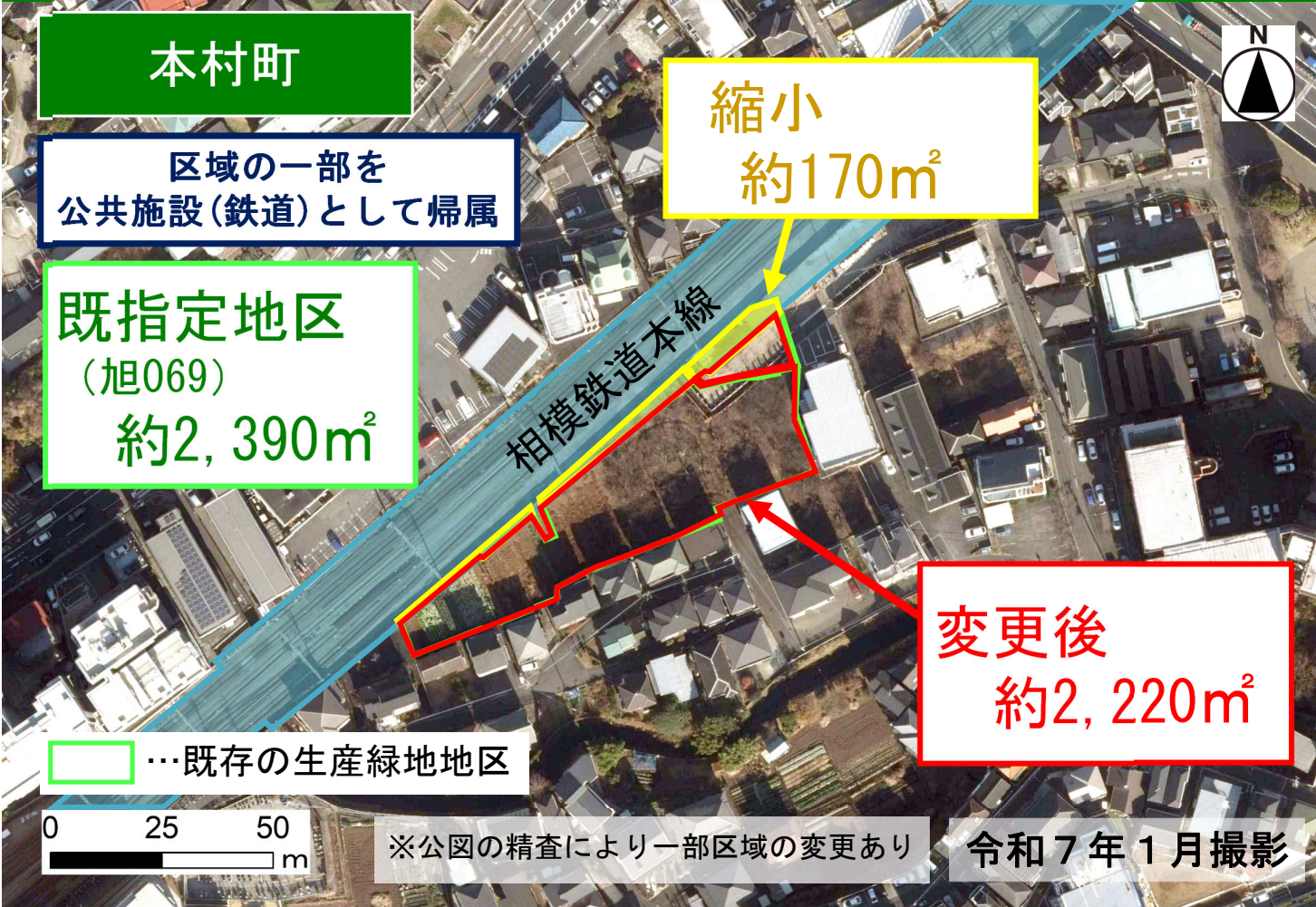
■生産緑地地区の廃止・縮小

23

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	生産緑地地区に 指定されてから30年を経過 する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	14	△2.97
②	農林漁業の 主たる従事者の死亡等 により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	26	△4.72
③	区域の一部、又は全部が 公共施設の用に供された と認められるもの	3	△0.02
合 計		43	△5.75

■生産緑地地区の縮小及び変更（旭区）

24



今回の変更により、

箇所数 1,425箇所 （29箇所 減少）

面積 約245.6ha （約5.3ha 減少）

縦 覧 期 間

自 令和 7 年 (2025年) 10月 3 日
至 令和 7 年 (2025年) 10月17日

意見書の提出

—

